

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特別療養費の支給対象の決定	
根拠法令・条項	国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項 国民健康保険法施行規則第27条の5の2	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
処分基準  （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	<input checked="" type="radio"/> 設 定      ・ 設定できない      ・ 基準を公開できない  保険者は、災害その他の政令で定める特別の事情がないにも関わらず、保険料を滞納している世帯に対して、当該世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）を特別療養費の支給対象とすることができる。 資格確認書の交付を受けている場合は、資格確認書の返還を求めることができる。 資格確認書が返還されたときは、これに代えて、特別療養費を支給する旨を記載した資格確認書（特別療養）を交付する。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 <input type="checkbox"/> 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	